

協議 5 号

長野市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則（案）要綱

教育委員会事務局家庭・地域学びの課

事 項	説 明				
1 改正の理由	長野市施設案内予約システムを通じて使用許可の申請等を行うことができる公民館を追加すること等に伴い、改正するもの				
2 改正の内容	主な内容は、次のとおり 長野市施設案内予約システムを通じて使用許可の申請等を行うことができる公民館を次のように改める（第8条関係）。 <table border="1"><thead><tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr></thead><tbody><tr><td>中部公民館の分室</td><td>全ての公民館</td></tr></tbody></table>	改正前	改正後	中部公民館の分室	全ての公民館
改正前	改正後				
中部公民館の分室	全ての公民館				
3 施行期日等	令和8年3月1日から施行する。				
4 審議状況	(1) 総務部総務課との協議 5月7日 (2) 教育委員会法規審査会の決定 5月19日				

長野市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則（案）

長野市立公民館条例施行規則（昭和41年長野市教育委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出し中「使用許可」を「使用又は利用の許可」に改め、同条第1項中「中部公民館の分室を使用しよう」を「公民館を使用し、又は利用しよう」に、「中部公民館の分室の使用」を「公民館の使用又は利用」に改め、同条第2項中「中部公民館の分室の使用」を「公民館の使用又は利用」に改める。

様式第1号中「住所」を「所在地」に、

使用等する日時	年 月 日（曜日）	午前 時 分から	午後 時 分まで
	年 月 日（曜日）	午前 時 分から	午後 時 分まで
	年 月 日（曜日）	午前 時 分から	午後 時 分まで
	年 月 日（曜日）	午前 時 分から	午後 時 分まで
	年 月 日（曜日）	午前 時 分から	午後 時 分まで
使用等する人員	人	※ 使用料	円

を

使用等する日時	年 月 日（曜日）	時 分から	時 分まで
	年 月 日（曜日）	時 分から	時 分まで
	年 月 日（曜日）	時 分から	時 分まで
	年 月 日（曜日）	時 分から	時 分まで
	年 月 日（曜日）	時 分から	時 分まで
使用等する人員	人		
※ 使用料	円		

に改める。

様式第2号中「住 所」を「所在地」に、

使 用 時 間	午前 時 分から 午後 時 分まで
---------	-------------------

を

使 用 時 間	時 分から 時 分まで
---------	-------------

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年3月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 様式第1号及び様式第2号の改正規定 公布の日

(2) 附則第4項の規定 令和7年7月1日

(経過措置)

2 この規則による改正後の長野市立公民館条例施行規則（以下「新規則」という。）第8条の規定は、使用し、又は利用しようとする日が令和8年4月1日以後である申請について適用し、使用し、又は利用しようとする日が同日前である申請については、なお従前の例による。

3 附則第1項第1号に掲げる規定の施行の際現に存する用紙は、当分の間必要な補正を加えて、これを使用することができる。

(準備行為)

4 新規則第8条第2項の教育委員会の登録の手続については、施行日前においても、同項の規定の例により行うことができる。

長野市立公民館条例施行規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○長野市立公民館条例施行規則 昭和41年10月16日長野市教育委員会規則第25号 (長野市施設案内予約システムによる<u>使用又は利用の許可</u>の申請等)</p> <p>第8条 前条の規定にかかわらず、<u>公民館を使用し、又は利用しよう</u>とする者は、長野市施設案内予約システムを通じて<u>公民館の使用又は利用</u>の許可の申請をすることができる。</p> <p>2 前項の規定により<u>公民館の使用又は利用</u>の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、教育委員会の登録を受けなければならない。</p> <p>3 長野市施設案内予約システムに関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p> <p><u>様式第1号(第7条関係) 改正規則(案)のとおり</u></p> <p><u>様式第2号(第10条関係) 改正規則(案)のとおり</u></p>	<p>○長野市立公民館条例施行規則 昭和41年10月16日長野市教育委員会規則第25号 (長野市施設案内予約システムによる<u>使用許可</u>の申請等)</p> <p>第8条 前条の規定にかかわらず、<u>中部公民館の分室を使用しよう</u>とする者は、長野市施設案内予約システムを通じて<u>中部公民館の分室の使用</u>の許可の申請をすることができる。</p> <p>2 前項の規定により<u>中部公民館の分室の使用</u>の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、教育委員会の登録を受けなければならない。</p> <p>3 長野市施設案内予約システムに関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p> <p><u>様式第1号(第7条関係) 略</u></p> <p><u>様式第2号(第10条関係) 略</u></p>

様式第1号（第7条関係）

長野市立公民館使用（利用）許可申請書

年 月 日

(宛先) 長野市教育委員会
(宛先) 指定管理者

住 所
団 体 名
代 表 者 名
連 絡 先 (電 話)

長野市立公民館条例第7条第1項又は第11条第1項の規定による使用又は利用の許可を受けたいので申請します。

使用等の目的					
使用等する施設	名称	公民館		分館	
	室名				
使用等する設備					
使用等する日時	年 月 日 (曜日)	<u>午前</u>	<u>時 分</u> から	<u>午前</u>	<u>時 分</u> まで
		<u>午後</u>		<u>午後</u>	
	年 月 日 (曜日)	<u>午前</u>	<u>時 分</u> から	<u>午前</u>	<u>時 分</u> まで
		<u>午後</u>		<u>午後</u>	
	年 月 日 (曜日)	<u>午前</u>	<u>時 分</u> から	<u>午前</u>	<u>時 分</u> まで
	<u>午後</u>		<u>午後</u>		
使用等する人員	<u>人</u>	※ 使用料		<u>円</u>	
備 考					

注

- 1 使用等の目的は、具体的に記入すること。
- 2 金銭の授受がある場合は、予算書を添付すること。
- 3 ※欄は、記入しないこと。

様式第1号（第7条関係）

長野市立公民館使用（利用）許可申請書

年 月 日

(宛先) 長野市教育委員会
 (宛先) 指定管理者

所在地

団体名

代表者名

連絡先（電話）

長野市立公民館条例第7条第1項又は第11条第1項の規定による使用又は利用の許可を受けたいので申請します。

使用等の目的		
使用等する施設	名称	公民館 分館
	室名	
使用等する設備		
<u>使用等する日時</u>		<u>年 月 日（曜日） 時 分から 時 分まで</u>
		<u>年 月 日（曜日） 時 分から 時 分まで</u>
		<u>年 月 日（曜日） 時 分から 時 分まで</u>
		<u>年 月 日（曜日） 時 分から 時 分まで</u>
		<u>年 月 日（曜日） 時 分から 時 分まで</u>
<u>使用等する人員</u>		<u>人</u>
<u>※ 使用料</u>		<u>円</u>
備考		

注

- 1 使用等の目的は、具体的に記入すること。
- 2 金銭の授受がある場合は、予算書を添付すること。
- 3 ※欄は、記入しないこと。

様式第2号（第10条関係）

長野市立公民館使用料減免申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

団 体 名

代 表 者 名

連 絡 先（電話）

長野市立公民館条例第11条第1項ただし書の規定による使用料の減免を受けたいので申請します。

減免を必要とする理由			
使用施設名	公民館		分館
使用期日	年 月 日（ 曜日）		
<u>使用時間</u>	午前 時 分 から 午前 時 分 まで 午後		
使用人員	人	※減免の額	円
備 考			

注 ※欄は、記入しないこと。

様式第2号（第10条関係）

長野市立公民館使用料減免申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

所在地

団体名

代表者名

連絡先（電話）

長野市立公民館条例第11条第1項ただし書の規定による使用料の減免を受けたいので申請します。

減免を必要とする理由			
使用施設名	公民館		分館
使用期日	年 月 日（ 曜日）		
<u>使用時間</u>	<u>時 分から 時 分まで</u>		
使用人員	人	※減免の額	円
備考			

注 ※欄は、記入しないこと。

R7.5.12まで
非公開

令和7年5月12日
政策説明会

長野市立公民館・長野市交流センター 「長野市施設案内予約システム」の導入について

教育委員会事務局
家庭・地域学びの課

長野市施設案内予約システム

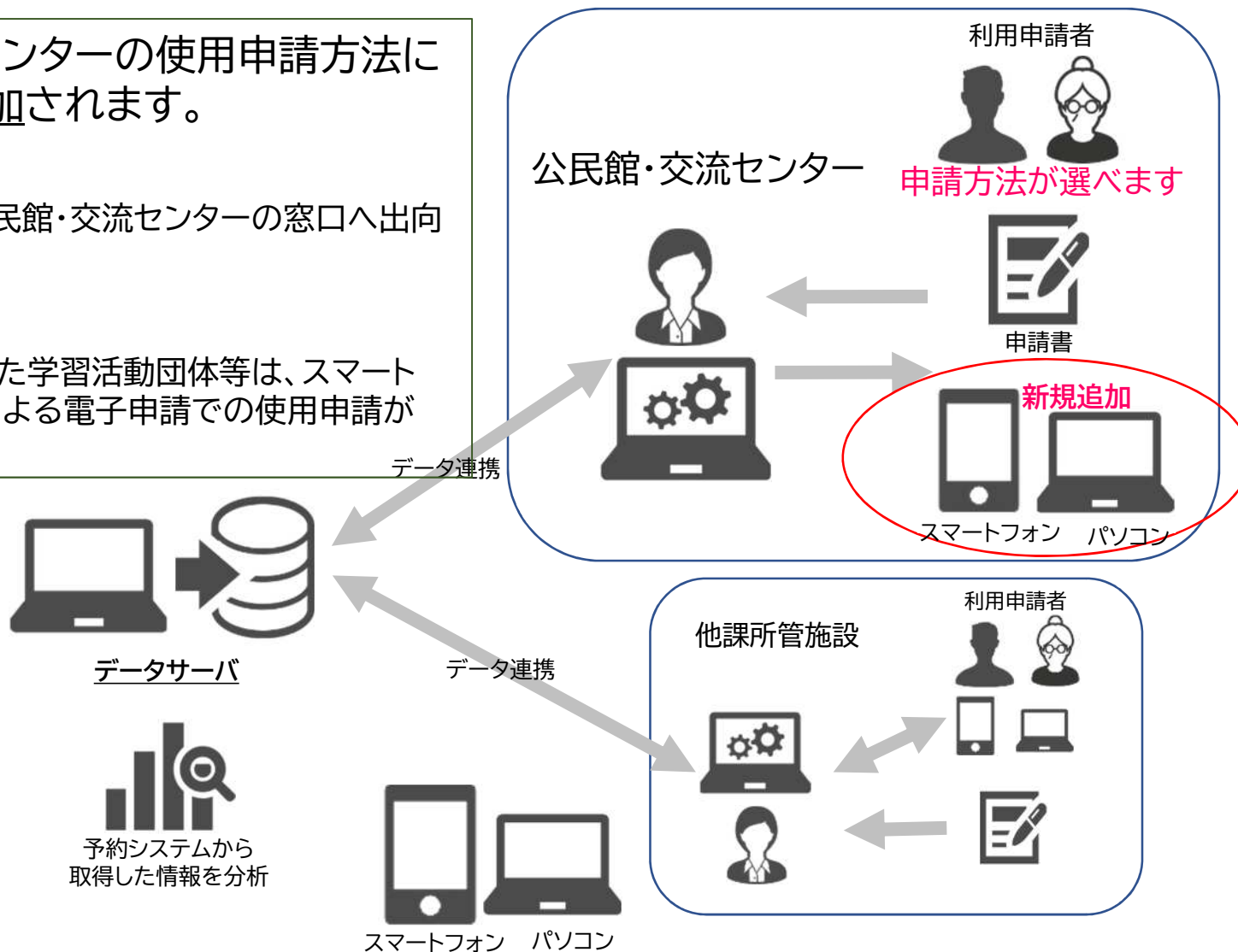
「まちかぎリモート」

「まちかぎリモート」は、スポーツ施設・勤労者福祉施設等において導入済みです。

公民館・交流センターの使用申請方法に電子申請が追加されます。

(現在)
使用を希望する公民館・交流センターの窓口へ出向き、申請書を提出

(システム導入後)
利用者IDを取得した学習活動団体等は、スマートフォンやパソコンによる電子申請での使用申請が可能になります。



システム導入に伴う公民館・交流センターの 使用(利用)申請方法

項目	現在	システム導入後
①使用申請方法	使用希望施設の窓口へ申請書を提出	①使用希望施設の窓口へ申請書を提出 新 ②スマートフォン・パソコンからの電子申請 (※)いずれも学習活動団体としての 事前登録が必要
②学習活動団体 登録手続き	使用する公民館・交流センターごとに登録が必要	学習活動の主たる活動場所となる施設で登録 手続きをすることで、市内全公民館・交流セン ターの使用申請が可能。
③各施設の空室 状況の照会	公民館・交流センターに来館 または電話により照会	システム内にある部屋ごとのカレンダーにより 知ることが出来る。

システム導入スケジュール(案)

時 期	内 容
令和7年7月以降	市民への周知 ・広報ながのへの掲載 ・公民館・交流センターでの学習活動団体登録について等の説明会の実施等
令和7年9月頃～	学習活動団体登録受付開始 施設ごとのマスタ登録・内容確認・テスト
令和8年1月、2月	学習活動団体情報のシステムへの取込作業・エラー処理
令和8年3月	運用開始（令和8年4月分の使用申込受付開始）
令和8年4月	システムによる使用状況管理下での貸館開始

システム導入に伴い想定される懸念について

懸念事項	対応策
<p>①スマホやパソコンの使用、メールのやり取りができない利用者は、公民館・交流センターを使用することが出来なくなってしまうのか</p>	<p>利用申請は、<u>これまでの窓口での申請受付を継続しながら、システム利用が可能な利用者は、電子での申請も可能</u>となります。 公民館・交流センターでは、利用者の希望に応じ、電子申請方法のサポートを行っていきます。</p>
<p>②システムによる使用申請ができない学習活動団体は、生涯学習活動の場を失ってしまうことにならないのか？</p>	<p>公民館・交流センターの利用申請は、対象月の前月初日の業務日に受付を開始しています。 受付開始日は、各施設において、これまでどおり窓口での申請受付を行いながら、電子での申請についても対応します。</p>
<p>③システム利用団体として登録できる学習活動団体とは？</p>	<p>システム利用団体として登録できる学習活動団体は、公民館・交流センターで活動することを目的として組織された団体と住民自治協議会です。 学習活動をする団体であっても、法人等が運営母体となっている団体は、これまでどおり窓口での申請が必要です。使用目的等をお聞きし、貸し出し可能の有無と有料・無料の有無を判断します。</p>